

東京農工大学学生懲戒規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(事案の報告及び調査等)</p> <p>第5条 第3条各号に掲げる行為が発覚したときは、部局長は、速やかに学長に当該事案を報告するとともに、当該部局の関係委員会(以下「部局委員会」という。)に事実関係の調査及び当該行為に対する懲戒等の要否についての審議を付託する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(事案の報告及び調査等)</p> <p>第5条 第3条各号に掲げる行為が発覚したときは、部局長は、速やかに学長に当該事案を報告するとともに、当該部局の関係委員会(以下「部局委員会」という。)に事実関係の調査及び当該行為に対する懲戒等の要否についての審議を付託する。<u>ただし、本学の他の規則等に基づき他の委員会等で事実関係が既に調査・確認され、部局長へ報告されている場合は、部局委員会での調査を省略することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	

附 則(平成30年11月1日教規程第38号)
この規程は、平成30年11月1日から施行する。